

太田市子育て世帯ベーシックサービス事業実施要綱（低所得の子育て世帯ベーシックサービス給付金分）

（目的）

第1条 この要綱は、光熱水費及び食費を中心とするベーシックニーズに係る費用負担が増加するなか、最も影響を受けやすい低所得の子育て世帯に対し、義務教育修了児童の進学及び就職に要する費用の助成として給付金を支給することにより、子どもの貧困を防止し健全な子育て環境を整えることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「支給基準日」とは、当該年度の12月31日をいう。

（支給要件）

第3条 市長は、第1条に規定する目的を達成するため、この要綱の定めるところにより、低所得の子育て世帯ベーシックサービス給付金（以下「給付金」という。）を、支給基準日において次に掲げる要件のいずれにも該当する者（以下「支給対象者」という。）に対して支給する。

- (1) 支給基準日の属する年度において15歳に到達する児童（以下「対象児童」という。）を養育し、児童手当法（昭和46年法律第73号）の規定による児童手当を受給する者であること。
  - (2) 支給基準日の属する年度の市民税所得割が非課税である者であること。
  - (3) 支給基準日の属する年の1月1日時点で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき本市の住民基本台帳に記録され、引き続き1年以上市内に住所を有している者であること。
  - (4) 市税等及び保育園又は幼稚園の保育料を滞納していない世帯に属する者であること。
  - (5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活保護を受けていない者であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、以下に該当する者には、給付金を支給しない。
- (1) 児童手当法第3条第3項第1号に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者
  - (2) 児童手当法第4条第1項第4号に規定する障害児入所施設等の設置者
  - (3) 法人
- （給付金の額）

第4条 対象児童1人につき8万円を支給する。

(支給の申請)

第5条 支給対象者は、太田市低所得の子育て世帯ベーシックサービス給付金支給申請書（請求書）（様式第1号。以下「申請書」という。）により申請を行う。

(支給の決定等)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかに受給資格の有無を審査し、受給資格があると認めるときは、太田市低所得の子育て世帯ベーシックサービス給付金支給決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、受給資格がないと認めるときは、太田市低所得の子育て世帯ベーシックサービス給付金不支給決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(申請が行われなかつた場合の取扱い)

第7条 支給対象者から支給基準日の属する年度の3月31日までに第5条の規定による申請が行われなかつた場合、当該支給対象者が当該年度の給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

(不当利得の返還)

第8条 市長は、給付金の支給後に支給対象者の要件に該当しなくなつた者又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、支給を行つた給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡及び担保の禁止)

第9条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに給付金の支給を受けた者については、第8条の規定は、同日後もなおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。